

# 総合科学技術会議の概要

## 1. 設置経緯

総合科学技術会議は、内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」として、我が国全体の科学技術を俯瞰し、一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とし、平成13年1月、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置された。

## 2. 所掌事務

- (1) 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
  - 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
  - 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項
- (2) 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行う。
- (3) (1) 及び に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見を述べる。

## 3. 特徴

- (1) 戦略性・適時性
  - 国家的・社会的課題に適時適切に対応するための科学技術に関する総合戦略を立案
- (2) 総合性
  - 人文・社会科学も含み、倫理問題等の社会や人間との関係を重視
- (3) 自発性
  - 内閣総理大臣等の諮問に応じ答申するのみならず、自ら意見具申できる

#### **4 . 総合科学技術会議の構成**

議長	森 喜朗	内閣総理大臣
議員	福田 康夫	内閣官房長官
同	笹川 堯	科学技術政策担当大臣
同	片山 虎之助	総務大臣
同	宮澤 喜一	財務大臣
同	町村 信孝	文部科学大臣
同	平沼 赳夫	経済産業大臣
同	吉川 弘之	日本学術会議会長
同	石井 紫郎	東京大学名誉教授
同	井村 裕夫	京都大学名誉教授
同	黒田 玲子	東京大学教授
同	桑原 洋	株式会社日立製作所取締役（非常勤）
同	志村 尚子	津田塾大学学長
同	白川 英樹	筑波大学名誉教授
同	前田 勝之助	東レ株式会社代表取締役会長

#### **5 . 事務局体制**

事務局は、内閣府政策統括官（科学技術政策担当）が務める。  
（政策統括官の下には審議官3名を含め、行政組織の内外から幅広く人材を登用し、約100名からなる科学技術政策部門を設置）

#### **6 . 活動状況**

会議は原則として月1回開催

## 最近の活動状況

平成13年1月18日(木) 第1回総合科学技術会議開催

< 議事 >

- (1) 総合科学技術会議運営規則について
- (2) 諮問第1号「科学技術に関する総合戦略について」について
- (3) 総合科学技術会議の今後の審議方針について
- (4) 専門委員及び専門調査会の設置について

平成13年2月15日(木) 第2回総合科学技術会議開催

< 議事 >

- (1) 総合科学技術会議運営規則の一部改正について
- (2) 諮問第1号「科学技術に関する総合戦略について」について
- (3) 最近の科学技術の動向について

平成13年3月22日(木) 第3回総合科学技術会議開催

< 議事 >

- (1) 諮問第1号「科学技術に関する総合戦略について」に対する答申について
- (2) 諮問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」
- (3) 科学技術振興調整費の活用に関する基本方針及び平成13年度の科学技術振興調整費の配分の基本的考え方について
- (4) 最近の科学技術の動向について

## 専門委員及び専門調査会の設置について

平成13年1月18日

総合科学技術会議

1．総合科学技術会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術会議に、重点分野推進戦略、評価、科学技術システム改革、生命倫理及び日本学術会議の在り方に関し調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。

2．総合科学技術会議の創設にあたって、重要事項に関する専門的な知見を迅速に深めるため、総合科学技術会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術会議に以下の専門調査会を設置する。

(1) 重点分野推進戦略専門調査会

科学技術に関して予算、人材その他の資源配分の重点化を着実にを行うため、重点分野の推進戦略に関する調査・検討を行う。

(2) 評価専門調査会

競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分を行うため、評価のためのルールづくり、重要研究開発の評価等評価に関する調査・検討を行う。

(3) 科学技術システム改革専門調査会

世界最高水準の研究成果が創出され社会に還元される仕組みを早急に作り上げるため、研究開発システム改革、産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革等科学技術システム改革に関する調査・検討を行う。

(4) 生命倫理専門調査会

生命科学の急速な発展に対応するため、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第4条第3項に基づく特定胚の取扱いに関する指針の策定等生命倫理に関する調査・検討を行う。

(5) 日本学術会議の在り方に関する専門調査会

中央省庁等改革基本法第17条第9号に基づき、日本学術会議の在り方等に関する調査・検討を行う。